



# 多摩辺

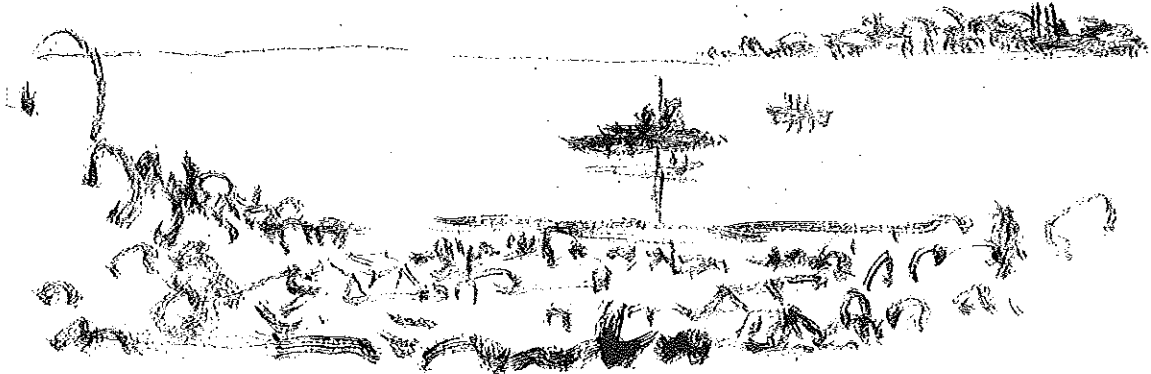
学 校 だ よ り

昭島市立多摩辺中学校

校 長 相 部 公 太 郎

令 和 4 年 2 月 2 8 日

私は、ぜったい自分の子どもをたたかない



「私は、ぜったい自分の子どもをたたかない」と、牛乳パックのイラストの小さな女の子が言っています。1979年、世界で初めて親から子への体罰を法律で禁止した国のスウェーデンでのキャンペーンの一つです。国を挙げて体罰について議論を重ね、他にも様々な取組を行いました。その効果があったのか、2年後の調査では国民の9割以上が法改正を認識していたそうです。さて、日本はどうでしょうか？日本は、改正児童虐待防止法が施行され、今年の4月で2年になります。しかし、児童虐待のニュースが後を絶ちません。

厚生労働省がまとめた指針には次のようにあります。「言葉で3回注意したけれど、きかないのでたたいた。」「友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った」「他人のものを取ったのでお尻を叩いた」「大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた」「宿題をしなかったので、夕食を与えなかった」「掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた」これらは全て体罰です。

しかし、体罰の法的禁止は啓発と支援を強化するものであって、刑罰を強化するものではありません。親を罰したり、追い込んだりすることを意図したものではなくて、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進するものです。厚生労働省もこの法定化を『保護者が子育てで悩んだときの適切な支援につながることを目的』と明言しています。

一方で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに通告することは義務であると児童虐待の防止等に関する法律に定められています。子どもをどのように育て、人格の完成に向けて導くか？保護者と地域の皆さん、そして学校が一体となって、児童虐待を許さない世の中を創造していきたいと強く思います。

《多摩辺中学校体罰撲滅標語

磨こう 言葉の力！》

保護者の皆様へ

先日、今後の宿泊を伴う学校行事についての方針を、通知配布・メール連絡・ホームページ掲載にてお伝えしたところです。1・2年生のスキー移動教室まで7日。3年生修学旅行まで11日となりました。無事、宿泊行事が実施できますように、ご家庭におかれましても、感染症防止対策の徹底をお願いいたします。

○お願い

- 1 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避け、不要不急の外出は極力控えてください。
- 2 正しいマスク着用、3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、十分な換気を徹底し、感染を防止してください。
- 3 毎朝検温、健康観察（症状の有無の確認）を行い、お子様及び家族に何らかの症状が見られる場合はお子様を登校させないことの徹底をお願いいたします。
- 4 食事は黙食を心がけ、会話の際はマスクを着用してください。
- 5 箸・コップ・タオル等を共用しないなどの配慮もお願いいたします。
- 6 ご家族以外の方との会食を控えてください。

○次の場合は、宿泊行事に参加できませんのご了解ください。

- 1 お子様が、新型コロナウイルスに感染した場合
- 2 ご家族に新型コロナウイルス感染者がおり、お子様が濃厚接触者と特定された場合
- 3 新型コロナウイルスの感染が判明しなくても、出発当日にお子様またはご家族に発熱（37.5℃以上）、咳等の体調不良がある場合  
\*風邪症状でなく咳がでたり平熱が高かったりする場合などについては、1・2年生は3月3日（木）、3年生は3月8日（火）までに担任にご相談ください。

### 【3月の主な行事等】

1日（火）	1・2年復習確認テスト 3年 都立一次・分割前期発表・手続き
2日（水）	専門・中央委員会 3年 都立高校一次・分割前期手続き
3日（木）	8組 お別れ会
4日（金）	都立高校二次・分割後期願書提出
6日（日）～8日（火）	1・2年 スキー移動教室（白樺湖）
9日（水）	1・2年 振替休日 3年 都立二次・分割後期入試
10日（木）～12日（土）	3年 修学旅行（京都・奈良・滋賀）
14日（月）	3年 振替休日
15日（火）	都立二次・分割後期発表
16日（水）	卒業式予行 給食（終）
17日（木）	卒業式準備
18日（金）	卒業式
23日（水）	2年校外学習
24日（木）	大掃除
25日（金）	修了式
26日（土）	春期休業（始）